装管企第８１号
２７．１０．１
一部改正　装管企第４８５１号
令和２年３月３０日
一部改正　装管企第６１０９号
令和５年４月６日

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監　殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

作業効率化促進制度実施要領について（通知）

標記について、作業効率化促進制度について（防経装第４６２６号。２５．３．２９）第５項第２号の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：作業効率化促進制度実施要領

作業効率化促進制度実施要領

1　趣旨

この実施要領は、作業効率化促進制度について（防経装第４６２６号。２５．３．２９。以下「通達」という。）に定める作業効率化促進制度（以下「制度」という。）の実施に必要となる具体的事項を、通達第５項第２号の規定に基づいて定めるものである。

2　用語の定義

この通知における用語の定義は、通達に定めるもののほか、この実施要領の各項に定めるところによる。

3　実施要領の総則

この実施要領に係る概括的な流れは別図第１のとおりとし、制度の実際は通達及びこの実施要領本文の各項に定めるところによる。

4　契約の相手方に対する制度の周知（通達第３項第１号関係）

契約担当官等は、契約の相手方への制度の周知を図るとともに、制度の利用を促すため、次に掲げる事項を要約した資料を、平易な図を示すなどして作成し、入札及び契約心得、掲示板、ホームページ等において掲載又は掲示するものとする。

⑴　制度の概要について

制度の概要について、次のアからエを明らかにする。

ア　契約担当官等が制度の適用を申し入れてから、又は契約の相手方が制度の適用を自ら申し出てから、制度の適用を決定し、作業効率等の実態調査・分析を経て、作業効率化計画書（契約の相手方の製造現場又は試験・検査現場における作業効率等の実態調査・分析の結果を踏まえ、作業の効率化により低減されると見込まれる工数を考慮して、各年度の実現目標となる工数（以下「計画工数」という。）を計画した書面をいう。以下同じ。）を契約担当官等及び契約の相手方の双方で確認し、事後、制度の適用を受ける期間に契約する同種契約の金額を同計画書で計画された工数を基礎として算定するまでの一連の流れに関すること。

イ　制度の適用の方法として、契約担当官等が契約の相手方に対し申し入れる方法と、契約の相手方が自ら申し出る方法があり、後者の方法の場合には競争契約も適用の対象となること。

ウ　作業効率化計画書は、科学的手法を基礎とした工数審査によって、契約の相手方の作業効率等の実態調査・分析を行うことを基本とし、作業の効率化を契約担当官等と契約の相手方が共同して探求することにより作成されるものであること。

エ　契約の相手方の作業効率等の実態調査・分析は、契約担当官等（当該契約担当官等がふさわしいと認めるコンサルタント会社（以下「契約担当官等のコンサルタント会社」という。）を含む。）が主体となって行うことを基本とするが、契約の相手方が制度の適用を自ら申し出た場合で、当該相手方が求めたときには、当該相手方が主体となって行うことができること。この際、当該実態調査・分析は、必ずしも科学的手法を基礎とした工数審査による必要はなく、当該相手方の過去の工程改善の実績等に基づく努力目標的なものであっても差し支えないこと。

⑵　制度の利用によるメリットについて

制度を利用することによって契約の相手方が得られるメリットについて、次のアからウを明らかにする。

ア　制度の適用を受ける契約においては、作業の効率化の対象となる工数が、作業効率化計画書において計画した工数で確定されること。

イ　契約の相手方自らが制度の利用を申し出た場合には、作業の効率化により低減されると見込まれ

ることが確認された工数を考慮して算定した計算価格に、当該工数の５０パーセント相当の工数に基づき計算した額を加算した価格が制度の適用を受ける契約の金額算定の基礎となること。

ウ　通達第４項第４号ア又はイのいずれかに該当する場合には、契約担当官等が新規参入を募る公示を行い、当該公示によって新規参入者が確認されない限り、制度の適用を受ける契約を随意契約によって契約すること。

⑶　制度に適合する契約の類型について

制度を適用する契約として、次のアからエのいずれの類型にも該当することが望ましいが、全ての事項を満たすことが必須ではなく、実際の適否は契約担当官等が契約ごとに判定することを明らかにする。

ア　原価計算方式によって予定価格を算定している契約であって、製造原価に含まれる加工工数（加工、試験、検査等の製造現場又は試験・検査現場に係る工数であり、設計等の設計現場に係る工数を含まない。以下同じ。）が多いこと（下請負企業の製造原価に含まれる加工工数が多い契約を含む。）。

イ　作業の効率化の対象となる工数が、秘密、特定秘密又は特別防衛秘密に係る特定資料又は特定物件が取り扱われている場所において行われる作業によるものでないこと。

ウ　これまでに継続的な調達が行われていて、今後も継続して調達される見込みがあること。

エ　その他契約担当官等が必要と認める要件

⑷　その他制度を契約の相手方に周知する上で必要となる事項

5　契約担当官等が行う制度の適用の申し入れ（通達第３項第２号関係）

⑴　契約担当官等は、制度の適用の対象となり得る契約を把握するため、前年度に締結した契約の中から、前項第３号のアからエのいずれにも該当する契約（競争契約を含む。）を調査し、毎年度５月末日までに該当契約の一覧を作成するものとする。この際、前項第３号アの基準として、契約金額が１億円以上の契約であって、製造原価に含まれる加工工数が１０００時間以上であることを目安とするが、契約金額及び加工工数がこれらの基準を満たさない契約についても一覧に加えて差し支えない。

⑵　契約担当官等は、前号の一覧の中から、製造原価に含まれる加工工数の割合が高い契約や、近年の契約において加工工数の低減が停滞している契約など、作業の効率化が期待できる契約を抽出し、当該契約の相手方に対して、制度の適用を口頭によって打診するものとする。

⑶　契約担当官等は、前号の打診を行ってから１５日を経過しても当該相手方からの制度の適用の申し出がなかった契約の中から、特に制度を適用する重要度の高い契約（随意契約に限る。）を選定し、当該契約の相手方に対して制度の適用の申し入れを書面により行うものとする。

⑷　通達第３項第２号後段に規定する契約の相手方自らの申し出は、契約担当官等が第２号の打診を行って以降を含め、前号による書面での申し入れを行うまでの間の任意の時期に行うことができるものとする。

⑸　契約担当官等は、契約の相手方が工程の変更を行った直後であることや工程の変更を予定していることを理由に、第２号の打診又は第３号の申し入れの対象となる契約から除外してはならない。

6　制度の適用の決定及び作業効率等の実態調査・分析の実施（通達第３項第２号及び第４号関係）

⑴　契約担当官等は、前項第３号の申し入れによって契約の相手方が制度の適用を受諾した契約、及び契約の相手方が制度の適用を自ら申し出た契約について、制度の適用を決定し、通達第３項第４号に規定する作業効率化促進制度基本計画書（以下この項において「基本計画書」という。）を毎年度７月末日までを目途として作成するものとする。

⑵　基本計画書には、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

ア　対象となる契約、契約の相手方及びその工場

イ　作業効率等の実態調査・分析を行う時期及び期間

ウ　作業効率化計画書を契約の相手方との間で確認する予定時期

⑶　契約担当官等は、当年度の基本計画書の作成後に、契約の相手方から制度の適用の申し出があって制度の適用を決定する場合、その他制度の対象となる契約を追加する必要が生じた場合には、当年度の基本計画書を変更し、これらの契約を追加するものとする。

⑷　契約担当官等は、当年度の基本計画書に基づき、契約の相手方の作業効率等の実態調査・分析を、科学的手法を基礎とした工数審査によって実施するものとする。この際、必要に応じ、契約担当官等のコンサルタント会社を活用することができるものとする。

⑸　契約の相手方が制度の適用を自ら申し出て、制度の適用が決定された場合で、当該相手方が求めたときは、作業効率等の実態調査・分析を当該相手方が主体となって行うものとする。

⑹　前号による場合の実態調査・分析は、必ずしも科学的手法を基礎とした工数審査による必要はなく、契約の相手方の過去の工程改善の実績等に基づく努力目標的なものであっても差し支えない。また、当該相手方が主体となって行う実態調査・分析に、当該相手方がコンサルタント会社を必要とする場合には、当該相手方がふさわしいと認めるコンサルタント会社を活用することができるものとする。ただし、この際、当該コンサルティング役務の調達に必要となる費用は、当該相手方の負担とする。

⑺　契約担当官等は、第４号又は第５号の実態調査・分析の結果を踏まえた作業効率化計画書を契約の相手方に作成させるものとする。この際、各年度の計画工数は、作業の効率化を行う前の工数に、現に適用している又は生じている習熟度による習熟曲線を考慮し逓減させた場合の工数と比較してもなお、作業の効率化の効果が十分に見られるものでなければならない。

⑻　契約担当官等は、契約の相手方が前号の規定により作業効率化計画書を作成したとき（第８項第１号の規定により旧制度の作業の効率化に係る計画書を前号の作業効率化計画書とみなすこととなった場合を含む。）は、契約の相手方と共同してその内容を確認し、制度を適用する既契約（履行中のものに限る。）に別紙様式第１を基準とした特約条項を付帯する変更契約を締結するものとする。

⑼　契約の相手方が制度の適用を自ら申し出て、第５号の規定により、当該相手方が主体となって作業効率等の実態調査・分析を行い作成した作業効率化計画書について、契約担当官等と当該相手方との間で合意ができない場合には、契約担当官等のコンサルタント会社を活用した実態調査・分析の結果を基に、当該相手方が作成した作業効率化計画書を修正することができるものとする。

７　制度の適用を受ける契約の金額の算定（通達第３項第２号後段及び第３号関係）

⑴　契約担当官等は、制度の適用を受ける契約の金額の算定に際し、作業効率化計画書の計画工数に基づいて計算価格を算定するものとする。ただし、当該計算価格における加工費は、当該計画工数に対し、作業効率化計画書の確認当時に契約担当官等が契約の相手方との契約の締結時加工費率（予定価格訓令第６７条に規定する加工費率をいう。）を乗じて算出される額を上限とするものとする。

⑵　通達第３項第２号後段に基づいて計算価格に加算する額（作業の効率化により低減されると見込まれる工数の５０パーセント相当の工数に基づいて計算した額をいう。）は、作業の効率化により低減されると見込まれる工数の５０パーセント相当の工数に加工費率を乗じ、これに予定価格訓令第２条第１４号に規定する一般管理及び販売費、同訓令第２条第１５号に規定する利子並びに同訓令第２条第１６号に規定する利益（同訓令第６６条に規定する報奨の額を除く。）を加算した額とし、その名称には「作業効率化促進料」を付すものとする。

⑶　契約担当官等は、通達第３項第２号に基づいて計算した計算価格から予定価格を算定する過程において、予定価格訓令第６９条第４号に規定する予定価格の決定に適用した割合を作業効率化促進料に適用してはならない。

⑷　契約担当官等は、前項第８号の契約の相手方と当該作業効率化計画書が適用される契約を締結するときは、別紙様式第１を基準とした特約条項を付すものとする。この場合において、作業効率化計画書を見直すときは、第６項の例による。

8　旧制度の適用を受けた契約に制度を適用する場合の契約の金額の算定（通達第３項第３号関係）

⑴　通達第３項第３号の規定に基づき旧制度が適用されている契約に、通達に基づく制度を適用するときは、旧制度に基づく作業の効率化に係る計画書を第６項第７号の規定に基づく作業効率化計画書とみなすものとする。この場合において、通達第３項第３号に基づいて計算価格に加算する額は、旧制度の適用を受けた最新の契約に係る計画工数を基準として、各年度の計画工数との差の原則として５０パーセント相当の工数に基づいて計算した額とする。

⑵　契約担当官等は、作業効率化促進制度の試行について（防管装第１０３００号。１６．１２．２４）に基づく制度の適用を受け、かつ、作業効率化促進制度の試行について（防経装第４８２４号。２４．４．６）に基づく制度に適用を変更した契約に対して、通達第３項第３号の規定を適用する変更を行ってはならない。

9　制度の適用を受ける契約を随意契約とする場合の手続（通達第４項第４号関係）

⑴　通達第４項第４号の規定に基づき、制度の適用を受ける契約を随意契約によって契約する場合の手続きの概括的な流れは別図第２のとおりとし、手続きの実際は通達及びこの項の各号に定めるところによるものとする。

⑵　契約担当官等は、制度の適用を受ける契約が通達第４項第４号ア又はイの条件を満たし、事後の契約を随意契約によって契約することとなった場合には、契約の相手方との間で契約方式（一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の別をいう。）に関する疑義が後日に生じることを未然に防ぐため、当該相手方との間で作業効率化計画書を確認する際に、「契約担当官等が行う公示により新規参入者が確認されない限り、作業効率化促進制度の適用を受ける契約を締結する場合には、契約の相手方との随意契約により契約することを基本とする。」旨を関係する文書において明示し、当該相手方との双方で確認するものとする。

⑶　契約担当官等は、前号の規定による確認を行った場合には、当該確認を行ってから１５日以内に別紙様式第２を基準とした公示を掲示板及びインターネットに掲示し、制度の適用を受ける期間において新規参入を常続的に募るものとする。この際、契約担当官等が前号の確認に基づいて対象となる契約を随意契約によって締結するときは、当該契約に係る調達伺の起案日（指名随契審査会（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第１５条に規定する指名随契審査会をいう。）に付議する場合にあって、当該契約に係る指名随契審査会付議伺の起案日）の前日から起算して少なくとも１０日前までに当該公示が行われていなければならない。

⑷　契約担当官等は、前号の公示に対して、新規参入を希望する者が当該公示での募集に申し込む場合の要領（申込みに必要な書類の様式を含む。）を入札及び契約心得においてあらかじめ定めておくものとする。

⑸　契約担当官等は、第３号の公示に対し、新規参入を希望する者からの申し込みがあり、当該申し込みを審査した結果、該者が新規参入者として適正であると判定した場合には、以後の契約を契約の相手方と新規参入者との指名競争契約によって契約するものとする。

⑹　前号の指名競争契約に係る予定価格は、通達第３項第２号後段に規定する方法によって算定することを基本とし、入札者には作業効率化促進料（新規参入者にあっては、それに相当する額として、第１０号の価格低減促進料）を含んだ価格によって入札を行わせるものとする。

⑺　通達第４項第４号イに該当するため随意契約とした契約について、第５号の規定に基づく指名競争入札を行い、新規参入者が落札した場合には、契約の締結に先立って当該新規参入者から価格低減計画書を提出させ、当初の契約の相手方が受けていた制度の適用終了年度において、作業効率化計画書で当該相手方が約定していた価格以下の価格で履行する計画を約束させるものとする。ただし、制度の適用を受ける契約に関し、当該新規参入者が落札するのが２回目以降の契約であって、過去に同種契約に係る価格低減計画書を契約担当官等に提出している場合にはこの限りでない。

⑻　契約担当官等は、制度の適用を受ける契約に関し、新規参入者との契約を締結するときは、別紙様

式第３を基準とした特約条項を付すものとする。

⑼　契約担当官等は、新規参入者が第７号の価格低減計画書の提出を拒んだ場合には、第５号の指名競争入札における落札を取消し、当初の契約の相手方との随意契約を再開するものとする。新規参入者が、当該価格低減計画書の約束を破棄し、契約を解除した場合においても同様とする。

⑽　契約担当官等は、新規参入者が価格低減計画書を提出した後に、新規参入者の見積資料を基にした予定価格を算定するときには、通達第３項第２号後段の規定に倣って計算価格を算定するものとする。この際、計算価格に加算する作業効率化促進料に替わるものとして、当初の契約の相手方が作業の効率化を行う前の契約金額と、価格低減計画書において計画された価格との差額の５０パーセントの額を「価格低減促進料」の名称を付して、計算価格に加算するものとする。

なお、制度の適用を受ける契約に関し、当該新規参入者と契約するのが初回で、価格低減計画書を提出する以前に落札した契約を締結する場合には、価格低減促進料は新規参入者の落札した価格に含まれるものとし、当初の契約の相手方が作業の効率化を行う前の契約金額と、新規参入者が落札した価格との差額を価格低減促進料とみなして、別紙様式第３を基準とした特約条項にその額を記載するものとする。

⑾　契約担当官等は、前号に基づいて計算した計算価格から予定価格を算定する過程において、予定価格訓令第６９条第４号に規定する予定価格の決定に適用した割合を価格低減促進料に適用してはならない。

⑿　契約担当官等は、制度の適用を受ける期間において、当初の契約相手方及び新規参入者の双方が契約の締結を希望する限り、指名競争契約によって契約することを基本とするものとする。

なお、いずれか一方の者が指名競争契約に係る入札への参加を辞退した場合には、他方の者との随意契約によって契約するものとする。

１０　その他実施に関し必要な事項

⑴　第９項第２号の規定は、制度の適用の決定以前から随意契約によって調達している契約について、当該契約の相手方との間で作業効率化計画書を確認する際においても準用するものとする。

⑵　制度の適用を受ける期間の終了後に契約の相手方と引き続き契約する場合の契約金額の算定における工数（以下この項において「適用期間後の工数」という。）の取扱いは、制度の利用を検討している相手方が、利用を決断する上で重要な要素となるため、契約担当官等は、適用期間後の工数の取扱いに関する方針を入札及び契約心得においてあらかじめ定めておくものとする。この際、契約の相手方が制度の適用を受ける期間において最終的に達成した工数の低減は、同期間の工数を上限とした契約金額の下で効率化に取り組んだ結果によるものであることを尊重し、適用後の工数は次のアからエによる方法によって取り扱うことを基本として、当該方針を定めるものとする。

ア　適用期間後の工数の算定は、最終計画工数（作業効率化計画書において最終年度に計画していた計画工数をいう。以下同じ。）を基礎として行う。

イ　前記アの規定にかかわらず、契約の相手方が作業の効率化によって最終計画工数を達成しなかった場合であって、作業効率化計画書において約束した作業の効率化のための工程改善の活動を当該相手方が確実に実施したと認められるときは、当該相手方が作業の効率化によって実際に達成した工数を適用期間後の工数の算定の基礎とするものとする。この場合において、契約担当官等は、再度、作業の効率化の計画を当該相手方に求めることができるものとする。

ウ　適用期間後の工数に適用する習熟曲線の習熟率を制度の適用を受けた期間の実際の工数から導出する場合には、当該期間の初回に締結した契約を、習熟率を算定する上での第一回目の契約として取扱って回帰分析を行うものとする。ただし、複数年度に渡って段階的に工程を改善する作業効率化計画書に沿って作業の効率化が行われた場合には、当該作業の効率化の期間の実際の工数から習熟率を導出してはならない。

エ　契約の相手方が作業の効率化によって実際に達成した工数が明らかになるまでの間に行う契約の

金額の算定は、最終計画工数を基礎として行う。

⑶　契約担当官等は、適用期間後に締結する契約の金額の算定に際し、契約の相手方が適用期間後に工程の変更を理由として作業の効率化の対象となった工数部分の工数の増加を求めた場合には、前号の工数を上限とした計算価格の算定を行うものとする。ただし、当該工程の変更が、仕様の変更等、当該相手方に帰責性のない原因によるものである場合には、当該原因による範囲での工数の増加のみ認めるものとする。

別図第１

作業効率化促進制度実施要領の概括的な流れ

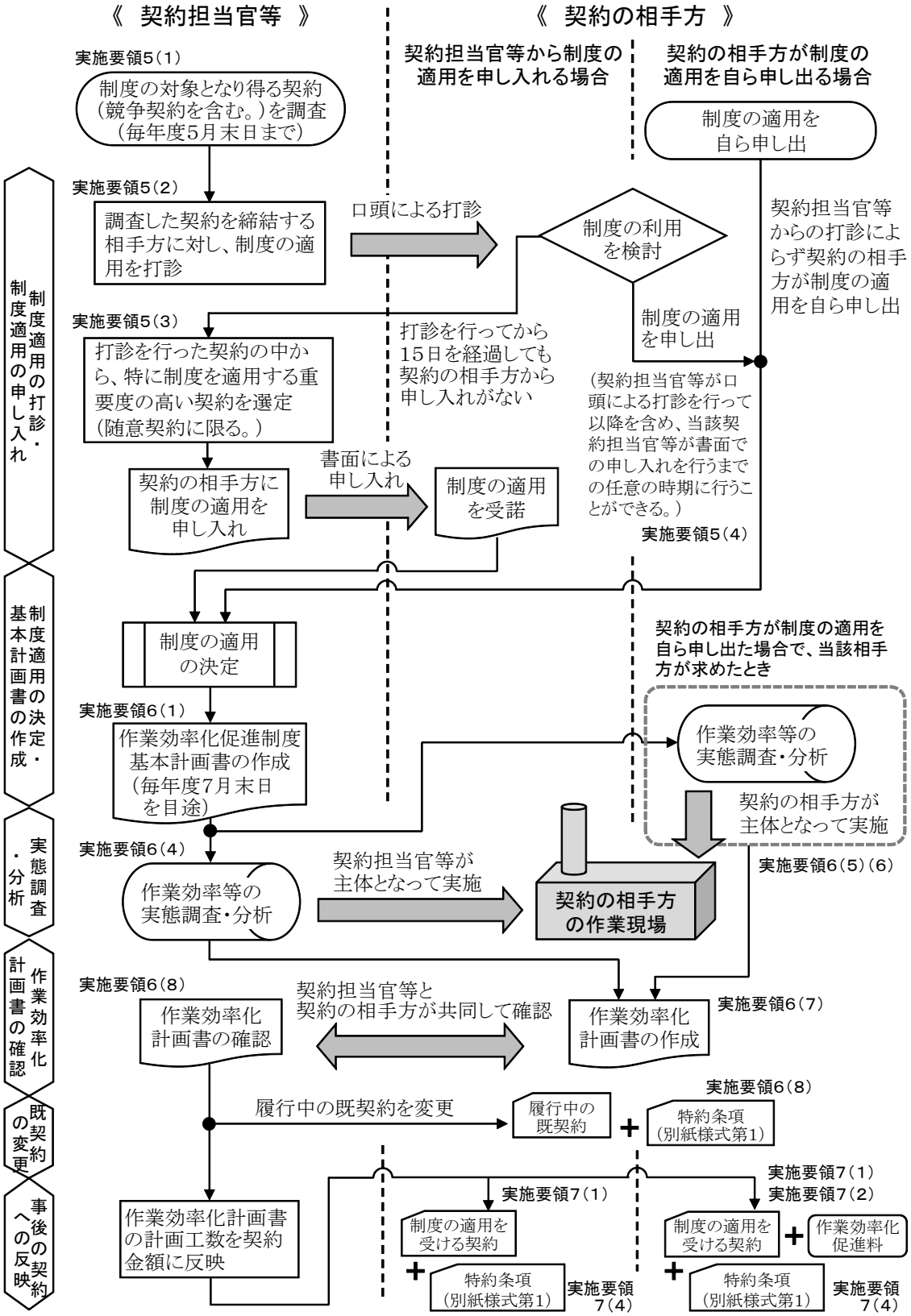

別図第２

作業効率化促進制度の適用を受ける契約を随意契約とする
場合の手続きの概括的な流れ

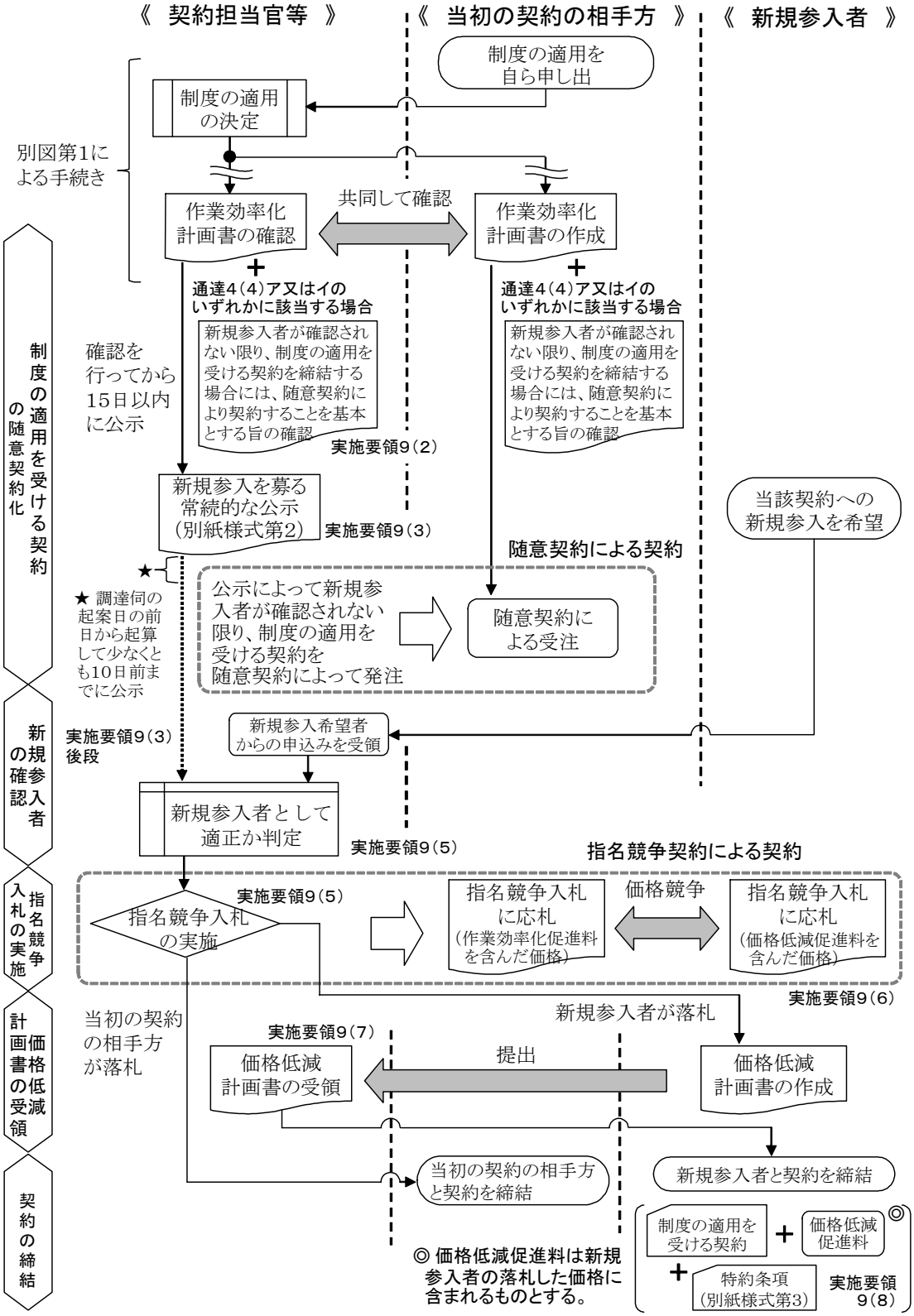

※　本図は、作業効率化促進制度の適用を受ける契約を随意契約とする場合の手続きについて概括的な流れを示したものであり、手続きの実際は通達及び実施要領本文に定めるところによる。

別紙様式第１

作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関する特約条項
（作業効率化計画書による計画価格を保証する契約に適用する特約条項）

甲及び乙は、作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

（計画価格の保証）

第１条　乙は、適用決定日の次年度以降の作業効率化計画書（【文書名、文書番号等】。以下「計画書」という。）が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した計画書に規定する計画価格（作業の効率化の対象となる工数を当該効率化により低減されると見込まれる工数を考慮した各年度の計画工数に置き換え、計画書の作成時に乙が使用していた経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）を用いて算定される計画上の計画価格をいう。）を計算価格算定（ただし、関係する加工費については、計画書に規定する計画工数に、同計画書の提出当時に甲が乙との契約の締結に際して適用していた加工費率を乗じた額を上限とする。）の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

（効率化実績の確認）

第２条　甲は、乙の作業の効率化の成果を確認するため、当該効率化の対象となった工数について、実際の工数を事後に確認できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

２　前項によって行う工数の確認は、この契約に係る支払金額に影響を与えるものではない。

（作業効率化促進料）

第３条　甲は、適用決定日の次年度以降の計画書が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、作業効率化促進料（作業の効率化により低減されると見込まれる工数の原則として５０パーセント相当の工数に基づいて計算される額であり、乙が作業効率化促進制度の適用を自ら申し出たことを理由として、計算価格算定において加味する額をいう。）を契約金額に含むものとする。

２　この契約の契約金額に含まれる作業効率化促進料は、次の表のとおりとする。

契約金額に含まれる 作業効率化促進料	円 （税込）

（適用期間後の工数の扱い）

第４条　甲は、計画書が適用される期間の終了後において、初めて甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を乙の見積資料を基に契約金額を算定して調達するときは、作業の効率化の対象となった工数部分について次の各号のとおり取り扱うものとする。

⑴　当該調達の履行に要する工数は、計画書の最終年度の計画工数（以下この条において「最終計画工数」という。）を算定の基礎とする。

⑵　前号の規定にかかわらず、乙が作業の効率化によって最終計画工数を達成しなかった場合であって、乙が計画書において約束した作業の効率化のための工程改善の活動を確実に実施したと認められるときは、乙が作業の効率化によって実際に達成した工数を当該調達の履行に要する工数の算定の基礎とする。この場合において、甲が再度の作業の効率化の計画を乙に求めたときは、乙はこれに応じなければならない。

⑶　甲が第２条に基づいて実際の工数を確認するまでの間は、最終計画工数を当該調達の履行に要する工数の算定の基礎とする。

２　甲は、計画書が適用される期間の終了後に締結する契約の金額の算定に際し、乙が工程の変更を理由として作業の効率化の対象となった工数部分の工数の増加を求めた場合には、前項各号の工数を上限とした計算価格の算定を行うものとする。ただし、工程の変更が、仕様の変更等、乙に帰責性のない原因によるものである場合には、当該原因による範囲での工数の増加のみ認めるものとする。

注１　第３条は、次の各号の場合においてこの特約条項を付帯するときには、それぞれ各号の定めるとおり取り扱うものとする。

⑴　契約担当官等が、制度の適用を自ら申し出た契約の相手方との間で実施要領第７項第４号に基づく契約を締結する場合には、第３条第２項の「契約金額に含まれる作業効率化促進料」の欄に第７項第２号の作業効率化促進料の額を記載する。

⑵　契約担当官等が、制度の適用を自ら申し出た契約の相手方との間で実施要領第６項第８号に基づく変更契約（旧制度が適用されている契約を通達に基づく制度に適用変更する変更契約を含む。）を締結する場合は、当該変更契約には契約金額の変更を伴わないことから、第３条第２項の「契約金額に含まれる作業効率化促進料」の欄には、「￥０円」又は「なし」と記載する。

⑶　契約担当官等が、制度の適用を申し入れた契約の相手方との間で実施要領第７項第４号に基づく契約を締結し、又は実施要領第６項第８号に基づく変更契約を締結する場合には、第３条を削除し、第４条を第３条に繰り上げる。

注２　この特約条項を通達第３項第３号の規定に基づいて作業効率化促進制度を適用することとなった契約に付帯する場合には、第１条の「同計画書の提出当時に甲が乙との契約の締結に際して適用していた加工費率を乗じた額を上限とする。」は「旧制度の適用を受けた最新の契約の締結に際して甲が適用していた加工費率を乗じた額を上限とする。」に、第３条第１項の「適用決定日の次年度以降の計画書が適用される期間において」は「旧制度から適用制度を変更した日以降の計画書が適用される期間において」にそれぞれ置き換えるものとする。

注３　注１から注３は、この特約条項を実際の契約書に添付する際には削除する。

別紙様式第２

○○○第○○○号
○○．○○．○○

作業効率化促進制度の適用を受ける契約への新規参入の申し込みについて

契約担当官等

次表※1に掲げる契約は、契約企業が防衛省の作業効率化促進制度を利用し、製造現場での作業の効率化によって調達価格を低減する活動に取り組んでいるものであり、次のア又はイのいずれかに該当することから、同種契約の継続的な受注を可能とすることによって契約企業の作業効率化に対する一層の取組みを促す観点で、制度の適用を受ける期間の同種契約を随意契約によって契約することを予定しているものです。これらの契約に新規参入するのに必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（○○第○○○号。○○．○○．○○）第○項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア　対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去５年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められるもの

イ　契約の相手方が、作業効率化促進制度の適用が終了するまでに、作業の効率化を行う前の契約の金額から２０パーセントを超える割合となる価格の低減に相当する工数の低減を行うことを約束したもの

対 象 契 約 一 覧 表

番号	制度の適用を受ける契約の件名	作業の効率化を行う前の契約			随意契約による理由	制度の適用決定日	制度の適用終了年度	新規参入の申込みに必要となる要件	公示への掲載日	提出先（問合せ先）
		契約年度	契約金額（税込）	数量						
1					ア			同種契約の履行に必要となる技術・特許・製造設備等を申込者又はその下請負企業が保有していることを証明するとともに、制度の適用終了年度において、○○円（単価）※2以下で履行することを約定すること。（契約時に同要件を満たす計画書を含む特約条項が付帯されます。）		
2					イ			制度の適用終了年度において、同種契約を○○円（単価）※2以下で履行することを約定すること。（契約時に同要件を満たす計画書を含む特約条項が付帯されます。）		

注１　対象契約一覧表を別様として公示して差し支えない。この場合、※１は「別添の対象契約一覧表」に書き換えるものとする。
注２　※２には、制度の適用を受ける契約の相手方の作業効率化計画書に規定する最終年度に係る計画価格を記載する。
注３　注１から注３及び不要な記述は、この様式を実際に公示する際には削除する

別紙様式第３

作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関する特約条項
（価格低減計画書での計画価格を保証する契約に適用する特約条項）

甲及び乙は、作業効率化促進制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

（計画価格の保証）

第１条　乙は、適用決定日の次年度以降の価格低減計画書（【文書名、文書番号等】。以下「計画書」という。）が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した計画書に規定する計画価格（作業効率化促進制度の適用を受ける期間中の各年度において、乙が適正利益を確保しつつこの契約と同種の装備品等又は役務の調達に係る契約を履行できると見積もる価額（適用終了年度においては相当する従前の作業効率化計画書に規定する当該年度に係る計画価格以下であることを要す。）をいう。）を計算価格算定（ただし、製造原価については、各年度の計画価格を計画書の提出当時に甲が乙との契約の締結に際して適用していた経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）を用いて算出される製造原価の額を上限とする。）の基礎とした契約金額で当該調達に係る契約を履行することを約定する。

（価格低減促進料）

第２条　甲は、適用決定日の次年度以降の計画書が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、価格低減促進料（当初の契約の相手方が作業の効率化を行う前の契約金額と、計画書に規定する計画価格との差額の５０パーセントの額であり、当初の契約の相手方が約束していた価格の低減と同等以上の価格の低減を乙が約束したことを理由として、計算価格算定において加味する額をいう。）を契約金額に含むものとする。

２　この契約の契約金額に含まれる価格低減促進料は、次の表のとおりとする。

契約金額に含まれる 価格低減促進料	円 （税込）

（適用期間後の価格の扱い）

第３条　甲は、計画書が適用される期間の終了後において、初めて甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を乙の見積資料を基に契約金額を算定して調達するときは、計画書の最終年度の計画価格を基礎として計算価格の算定を行うものとする。

注１　契約担当官等が新規参入者との間で実施要領第９項第８号に基づく契約を締結する場合に、この特約条項を付帯するときには、第２条第２項の「契約金額に含まれる価格低減促進料」の欄に第９項第１０号の価格低減促進料の額を記載する。

なお、新規参入者が価格低減計画書を提出する前に落札した契約においては、価格低減促進料は当該新規参入者が落札した価格に含まれるものとし、当初の契約の相手方が作業の効率化を行う前の契約金額と、新規参入者が落札した価格との差額を価格低減促進料とみなす。

注２　注１及び注２は、この特約条項を実際の契約書に添付する際には削除する。